

呉港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成28年10月

呉港港湾管理者
呉市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成12年 7月 呉市地方港湾審議会
- ・平成12年11月 港湾審議会第174回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成15年 2月 呉市地方港湾審議会
- ・平成20年 2月 呉市地方港湾審議会
- ・平成21年 6月 呉市地方港湾審議会
- ・平成23年 6月 呉市地方港湾審議会
- ・平成26年 2月 呉市地方港湾審議会

の議を経た呉港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 専用埠頭計画	2
2 水域施設計画	2
3 マリーナ計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地利用計画	4

変更理由

立地企業の要請に対応するため、広多賀谷地区において、専用埠頭計画を追加するとともに土地利用計画を変更する。

また、この専用埠頭計画等に対応するため、広多賀谷地区に水域施設計画を追加する。

土地需要の変化に対応するため、阿賀マリノポリス地区において、マリーナ計画及び土地利用計画を変更する。

道路幅員の見直しに対応するため、阿賀マリノポリス地区、阿賀塩谷地区及び阿賀豊栄地区において、土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1. 専用埠頭計画

1-1 広多賀谷地区

立地企業の要請に対応するため、広多賀谷地区において、専用埠頭計画を追加する。

[専用埠頭計画]

広多賀谷地区

水深4.5m 岸壁1バース 延長90m [新規計画]

2. 水域施設計画

2-1 泊地

専用埠頭計画等に対応するため、広多賀谷地区において、水域施設計画を追加する。

広多賀谷地区

水深4.5m [新規計画]

3. マリーナ計画

3-1 阿賀マリノポリス地区

土地需要の変化に対応するため、阿賀マリノポリス地区において、マリーナ計画を以下のとおり変更する。

防波堤 延長850m [既設]

小型さん橋 4基 (うち1基既設) [既定計画]

船揚場 45m [既設]

交流厚生用地 16ha [既定計画の変更計画]

[既定計画]

防波堤 延長850m

小型さん橋 4基 (うち1基既設)

船揚場 45m

交流厚生用地 18ha

土地造成及び土地利用計画

1. 土地利用計画

土地需要の変化と道路幅員の見直しに対応するため、広多賀谷地区、阿賀マリノポリス地区、阿賀塩谷地区及び阿賀豊栄地区において、土地利用計画を変更する。

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	廃棄物 処理 用地	合計
広多賀 谷地区	(15) 15	(11) 11	(13) 13	(1) 1	(12) 12		(10) 10	(60) 60
阿賀マリノ ポリス地区	(8) 8	(8) 8	(9) 9	(3) 4	(4) 4	(16) 16		(47) 48
阿賀塩谷地区	(1) 1		3	(1) 2				(1) 6
阿賀豊栄地区				(1) 1	(2) 2			(2) 2
合計	(22) 23	(18) 18	(22) 25	(5) 7	(17) 17	(16) 16	(10) 10	(110) 116

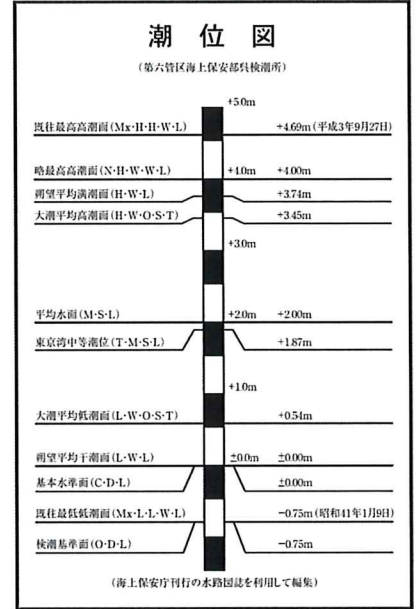
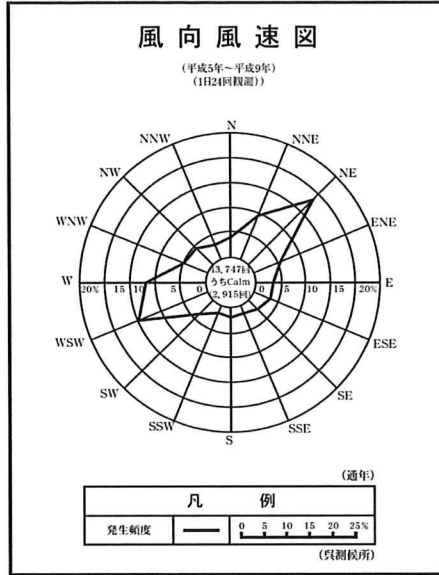
注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

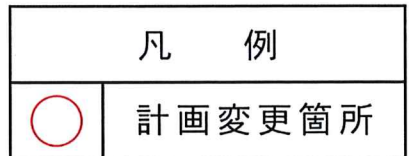
呉港港湾計画位置図

S=1:125,000



広多賀谷地区, 阿賀マリノポリス地区, 阿賀塩谷地区
阿賀豊栄地区

呉市



呉港港湾計画図



凡例			
	防波堤 (既設)		緑地 (既設)
	(既定計画)		(既定計画)
	航路・泊地 (既設)		埠頭用地 (既設)
	(既定計画)		(既定計画)
	(今回計画)		その他用地 (既設)
	公共岸壁 (既設)		(既定計画)
	(既定計画)		(今回変更)
	公共耐震強化岸壁 (既設)		その他道路 (既設)
	(既定計画)		(既定計画)
	専用岸壁 (既設)		(今回変更)
	(今回計画)		その他道路 (既設)
	公共物揚場 (既設)		(既定計画・今回変更)
			海浜 (計画)
	ドルフィン (既設)		(既定計画)
			臨港道路 (既設)
			(既定計画)
			港湾関連用地 (既設)
			(今回計画)
			その他用地 (既設)
			(今回変更)

